

社会資本整備総合交付金（道路事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善および国土の保全と開発ならびに住生活の安定の確保および向上を図る。

★ 対象とする要件等

（１）基幹事業

地方公共団体が作成する社会資本総合整備計画の目標を実現するために実施する基幹的な事業で、一般国道、都道府県道または市町村道の新設、改築、修繕等に関するもの

（２）関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な事業

★ 財政支援措置

国費率

道路の新設に関する事業：各種法律に定める率

道路の改築、修繕または維持（除雪に係る事業または降灰の除去事業に限る）に関する事業：重点配分対象事業については5.5/10、それ以外は1/2を基準として、地方公共団体の財政力に応じて引上げ

事業期間

社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね3年から5年

★ 留意事項等

申請時期等

6月	概算要望書提出
10月	本要望書提出
3月末	内示
4～5月	交付申請書の提出、交付決定

★ 過去の事例等

県内全市町で事業実施

道路メンテナンス事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が管理する、今後老朽化する道路構造物の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策と円滑な政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに橋梁等の修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

地方公共団体が道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の結果を踏まえて、策定している長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置づけられた事業

対象構造物は、地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、道路附属物等※で道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検を実施した道路施設

（※ 道路附属物等：横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

①修繕事業

構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕

②更新事業

構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新

③撤去事業

複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）

イ横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去

（改築または修繕と同時に実施する場合に限る）

ウ改築等の実施を伴わない橋梁単体での撤去（橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合）

④本事業の実施に必要な点検・診断、長寿命化修繕計画の策定及び更新等

なお、上記①から④に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

（ただし、③撤去事業は一体的に実施する改築または修繕事業における補助率を適用）

★ 留意事項等

本制度により補助を受けるにあたって、計画全体の方針、個別の構造物ごとの事項を定めた長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新を行うものとする。

交通安全対策（地区内連携）（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策（速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等）を図る。

★ 対象とする要件等

交通安全対策を実施する一定の区域を「整備地区」として、当該地区に関連する交通安全対策を担当する一ないし複数の道路管理者が合意※¹に基づき地区一括で整備する事業

※¹ 対象とする合意の要件：整備地区に関係する地方公共団体の首長、対策を担当する道路管理者、関係する警察、学校・保育等の教育関係機関、関係住民の代表者等で構成される協議会等において、対策の内容や時期等について申し合わせたものが確認できること。

★ 財政支援措置

国費率

市町道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

事業完了後に、ETC2.0により得られるビッグデータ等を活用し、効果検証を行うことを必須とする。

交通安全対策（通学路緊急対策）（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて交通安全対策（歩道・防護柵・右折レーン等の整備、物理的デバイスの設置）を図る。

★ 対象とする要件等

通学路合同点検「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）」の結果、抽出された対策必要箇所における道路管理者による交通安全対策が対象

★ 財政支援措置

国費率

市町道：5.5/10に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

事業期間

令和4年度～令和8年度

★ 留意事項等

なし

土砂災害対策道路事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

社会経済に大きな影響を与える土砂災害の発生及び道路交通の寸断を防止するため、重要物流道路等において砂防事業と連携して土砂災害対策を実施することにより、従来の事後的な対策から事前防災へと計画的な政策転換を図るとともに、防災対策にかかる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

土砂災害による道路の寸断を防止するため、砂防事業と連携して実施する土砂災害対策のうち、次の各号のいずれにも該当すること

- (1) 砂防事業と連携し事業間連携計画書を作成した事業であること。
- (2) 国土交通大臣が指定する重要物流道路もしくは代替・補完路又は地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路もしくは避難路における事業であること。
- (3) 道路法施行令に規定される「砂防のための施設」、砂防法に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法に規定される「地すべり防止施設」又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」を整備する事業であること。

※ 事業間連携計画とは、砂防事業と連携して作成する計画をいう。

★ 財政支援措置

国費率

市町道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

なし

無電柱化推進計画事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の推進を図る。

なお、当補助制度における無電柱化推進計画事業とは、電線を地下に埋設することやその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置の抑制および道路上の電柱又は電線の撤去を目的とした道路管理者が実施する事業で、次のいずれかの手法を伴うもの。

- （１）電線共同溝方式または要請者負担方式により、電線を地中化する事業
- （２）移設補償として実施される軒下配線や裏配線

★ 対象とする要件等

以下のいずれの条件にも該当する無電柱化推進計画事業を対象とする。

- ①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 112 号）第 8 条に基づき、市町村が定める「市町村無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業
※ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に
行う無電柱化推進計画事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。）は除く。
- ②低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

当補助制度により事業を実施しようとする際は、あらかじめその無電柱化事業計画を策定し、都道府県を經由して国土交通大臣に提出するものとし、当該事業計画を変更した場合も同様とする。

観光地域振興無電柱化推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、観光地等において行われる地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて電線管理者が行う事業に要する以下の経費の一部を補助する。

- 1) 道路管理者と電線管理者が実施する共同管路方式※のうち、電線管理者が負担（ただし、建設負担金は除く）する範囲 ※電線共同溝方式と同義
- 2) 電線管理者が実施する単独地中化又は軒下・裏配線
- 3) 上記1)、2)に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資するもの

★ 対象とする要件等

①機能要件

観光による地域振興のため対象とする道路の無電柱化を実施するもの

②実施要件

世界遺産周辺地域、重要伝統的建造物群保存地区、歴史まちづくり法に基づく重点地区、その他無電柱化による観光振興の効果が高いと認められる地域

③補助対象経費 ※詳細は主管課にお問い合わせください

- 1) 無電柱化に要する経費
 - ア) 電線類の地中化の整備
 - イ) 軒下・裏配線の整備
 - ウ) 上記に付随して生じるもの
- 2) その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資すると認められる費用
 - ア) 無電柱化に伴い整備する地上機器等を活用した情報提供施設
 - イ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路の美装化
 - ウ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路照明灯の整備
 - エ) 無電柱化の整備に伴い実施する街路樹の整備
- 3) その他、無電柱化に附随して観光地域振興に資するものとして地方整備局長等が認めるもの

★ 財政支援措置

国は補助対象経費の1/2を市町に補助
(市町は補助対象経費の3/2を電線管理者に補助)

★ 留意事項等

なし

踏切道改良計画事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策（鉄道と道路の立体交差化や踏切拡幅等）について、より早急かつ円滑な対策を実施する。

★ 対象とする要件等

地方踏切道改良計画に定められた地方公共団体が実施する踏切道の改良の方法による事業が対象

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

小浜市、大野市、美浜町、高浜町

道路盛土のり面防災対策事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

令和6年度能登半島地震において、緊急輸送道路である能越自動車道の盛土区間において大規模崩壊が多数発生し、人員・物資輸送に影響が生じたことを踏まえ、盛土の大規模崩壊に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐため、緊急輸送道路における盛土のり面の点検結果に基づき行われる防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設された。

★ 対象とする要件等

令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検要領に基づき行われる防災対策事業で、以下のいずれの条件にも該当する箇所。

- 1) 緊急輸送道路
- 2) 盛土の法尻から測った盛土高さが、概ね10m以上の盛土
- 3) 地山傾斜地等の水の集まりやすい地形条件に造成された盛土

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

なし

地方創生道整備推進交付金

所管省庁等：内閣府、国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に地域における交通の円滑化及び産業の振興を図ることを目的として、地域において関連性を有する道路、農道及び林道の効率的な整備を支援する。平成28年度から、地域再生法の改正により旧道整備交付金に代り、地方創生道整備推進交付金が創設された。

★ 対象とする要件等

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となる。

- ① 市町村道：道路法第8条第1項に規定する市町村道（県の権限代行業業により整備されるものを含む）
- ② 広域農道：農道整備事業実施要綱に基づくもの
- ③ 林道：都道府県または市町村が整備する森林法第5条第1項の地域森林計画に定める林道

これらの施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置付けられている必要がある。

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：1/2 ほか

事業期間

地域再生計画ごとに、当該計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内

★ 留意事項等

申請時期等（国土交通省関連）

- | | |
|------|---|
| 6月 | 概算要望書提出 |
| 10月 | 本要望書提出 |
| 3月末 | 内示 |
| 4～5月 | 交付申請書の提出、交付決定 |
| その他 | 内閣府関連の申請時期等の詳細は「地域再生計画作成の手引き」（令和5年4月内閣府地方創生推進事務局）を参照のこと（内閣府HP）。 |

令和7年度より新しい地方経済・生活環境創生交付金に移行するため最新の情報をご確認ください。また経過措置として、認定をすでに受けている地域再生計画にかかる事業については計画期間終了まで従前どおりの手続きにより運用可能です。

★ 過去の事例等

福井市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、池田町(事業中)、若狭町

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

所管省庁等：内閣府、国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

新しい資本主義に基づく産業構造転換の加速化に資する半導体などの大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する新たな交付金（公共）を創設された。

※新しい地方経済・生活環境創生交付金の一類型（予算補助）

★ 対象とする要件等

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備等のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、当該産業拠点整備等の関連インフラを整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものとして選定されたプロジェクトにおける以下の事業。

- ①工業用水道整備事業
- ②下水道整備事業
- ③道路整備事業

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10 ほか

事業期間

地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画ごとに当該計画に基づき対象事業の整備を実施する年度から起算して、原則5か年度以内

★ 留意事項等

申請時期等（国土交通省関連）

- | | |
|------|---|
| 6月 | 概算要望書提出 |
| 10月 | 本要望書提出 |
| 3月末 | 内示 |
| 4～5月 | 交付申請書の提出、交付決定 |
| その他 | 内閣府関連の申請時期等の詳細は「(仮称)地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の手引き」(内閣府地方創生推進事務局)を参照のこと。 |

★ 過去の事例等

なし

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）

所管省庁等：総務省、国土交通省

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、補助事業等※と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を拡充するもの。

※社会資本整備総合交付金事業を含む

★ 対象とする要件等

1. 対象道路

一般国道、都道府県道及び市町村道のうち、地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、特に長寿命化対策を推進する必要がある地域内の道路とする。

2. 対象事業

対象道路において単独事業として実施される長寿命化対策のうち、補助事業等（社会資本整備総合交付金事業を含む。）と一体として実施される以下の事業（適債性のある事業に限る。）とする。

- ① 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層を対象）を含む
- ② 小規模構造物（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）の補修・更新
- ③ 法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）

3. 要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（長寿命化修繕計画）において明示された事業であること。

★ 財政支援措置

充当率 90%、交付税算入率 30～50%（地方公共団体の財政力指数により決定）

★ 留意事項等

措置期間は令和4年度から令和8年度まで

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町

緊急自然災害防止対策事業（道路事業）

所管省庁等：総務省、国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、地方公共団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組む地方単独事業について、地方財政措置を拡充するもの。

★ 対象とする要件等

1. 対象道路

一般国道、都道府県道及び市町村道のうち、地方公共団体において災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある地域内の道路とする。

2. 対象事業

地方公共団体が、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組み、実施される以下の地方単独事業。

①道路法面・盛土の土砂災害防止に関する緊急対策

（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）

②道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための緊急対策

（例：防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等）

③渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止に関する緊急対策

（例：橋梁・道路の洗堀・流失対策）

④道路における無停電設備等に関する緊急対策

（例：機械設備の整備、道路照明のLED化等）

⑤大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策

（例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等）

★ 財政支援措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

★ 留意事項等

措置期間は令和3年度から令和7年度まで

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町

中部縦貫自動車道関連公共施設等整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 高規格道路課 中縦・舞若整備 G ☎ 0776-20-0475

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

中部縦貫自動車道の通過する市町において、周辺地域の生活環境の向上のために当該市町が実施する関連公共施設等の整備事業に対し、その費用の一部に充てるために補助金を交付し、中部縦貫自動車道の整備の推進に寄与する。

★ 対象とする要件等

- (1) 対象事業：市町が実施する中部縦貫自動車道関連公共施設等の整備事業で、国または県の補助金等の財源を伴わない事業
- (2) 対象市町：中部縦貫自動車道の本線の中心線が所在する市町
- (3) 対象施設：中部縦貫自動車道に関連して必要となる施設のうち、県の定める交通安全施設、道路、児童遊園、集会所、および用排水施設等

★ 財政支援措置

補助限度額

旧日本道路公団が実施していた「高速自動車道通過市町村関連公共施設等整備助成金制度」の助成額算出式により、当該市町の通過延長および人口密度を用いて算出される額

補助率

交通安全施設、道路、児童遊園 : 1/2 以内

集会所、用排水施設、その他の施設 : 1/3 以内

終了年度

次の(1)または(2)のいずれか早い年度

- (1) 各年度の補助金の合計額が補助限度額に達する年度
- (2) 中部縦貫自動車道の当該市町部分の全区間が供用される年度

★ 過去の事例等

福井市、大野市、勝山市、永平寺町

嶺南土砂活用推進事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 高規格道路課 中縦・舞若整備 G ☎ 0776-20-0475

★ 事業主体

嶺南市町

★ 事業の目的および概要

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）建設事業や舞鶴若狭自動車道4車線化事業が円滑に進むよう、課題となっている土砂の活用を推進する。

★ 対象とする要件等

ストックヤード整備の実現可能性を判断するのに必要な概算事業費算定等の調査に要する測量試験費とする。ただし、国または県の補助金等を財源とするものは除くものとする。

★ 財政支援措置

補助対象経費の2分の1以内

★ 過去の事例等

小浜市、高浜町、若狭町

地方創生汚水処理施設整備推進交付金

所管省庁等：環境省、農林水産省、国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

平成28年4月20日に「地域再生法」が改正され、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための事業に対し、従来の地域再生基盤強化交付金に代わり地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）が創設された。

この地方創生推進交付金のうち、汚水処理事業については下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業に対し交付されるものが地方創生汚水処理施設整備推進交付金である。

本制度では、地域再生計画に基づいて汚水処理施設の整備を効果的に行うために、事業間での事業費の融通や年度間での事業量の変更を可能とするとともに、事業完了後の成果について事業評価を行うこととされている。

★ 対象とする要件等

(1) 対象となる市町（以下のすべてを満たすもの）

- ① 地域再生計画を策定し、地域再生計画を図るために必要な事業として、汚水処理施設の整備に関する事項を位置づけている市町。
- ② 地域再生計画に位置づけた事業が、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」又は「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている市町。

(2) 対象となる汚水処理施設

- ① 公共下水道 : 国土交通省
- ② 農業集落排水施設、漁業集落排水施設 : 農林水産省
- ③ 浄化槽 : 環境省

(3) 制度の要件

- ① 同一の市町で所管をまたがった2種以上の施設の整備を計画期間中に実施するもので、汚水処理の普及促進を図るものであること。
- ② 施設の整備対象区域は、地域再生計画の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。
- ③ 事業実施による効果が明確であること。

★ 財政支援措置

対象施設ごとに、所管省庁の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定。（社会資本整備総合交付金の各基幹事業を活用した場合の補助対象範囲に基づき交付限度額を算定することも可能。）

★ 留意事項等

下水道担当部局は、農業集落排水担当部局、浄化槽担当部局、その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

★ 過去の事例等

福井市、勝山市、越前市、鯖江市、大野市、敦賀市、小浜市、美浜町

防災・安全交付金（下水道事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は、地方公共団体が行うものであるが、一方、公共用水域の水質を保全するなど、国民がひとしくその整備を希求するものであるため、国は、下水道の設置又は改築にかかる事業に国庫補助ができることとしており（下水道法第34条）、平成24年度補正予算より、防災・安全交付金を創設し、「防災・安全」に関する事業に対し、重点的な支援を実施している。

★ 対象とする要件等

下水道法第2条第3号の公共下水道、又は同条第5号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等。

★ 財政支援措置

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率

管渠等	1 / 2
終末処理場（低率）	1 / 2
終末処理場（高率）	5 / 10
都市下水路	4 / 10

★ 留意事項等

本交付金は、社会資本総合整備計画（計画期間はおおむね3から5年間）に位置付けられた範囲内での支援となる。

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、池田町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、五領川公共下水道事務組合

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は、地方公共団体が行うものであるが、一方、公共用水域の水質を保全するなど、国民がひとしくその整備を希求するものであるため、国は、下水道の設置又は改築にかかる事業に国庫補助ができることとしており（下水道法第 34 条）、平成 22 年度より地方公共団体が行う社会資本整備については、社会資本整備総合交付金を創設し、支援を実施している。

★ 対象とする要件等

下水道法第 2 条第 3 号の公共下水道、又は同条第 5 号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等。

★ 財政支援措置

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率

管渠等	1 / 2
終末処理場（低率）	1 / 2
終末処理場（高率）	5 / 10
都市下水路	4 / 10

★ 留意事項等

本交付金は、社会資本総合整備計画（計画期間はおおむね 3 から 5 年間）に位置付けられた範囲内での支援となる。

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、若狭町

社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業 準用河川改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 河川整備 G ☎ 0776-20-0481

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

各圏域毎（九頭竜川本川圏域、日野川圏域、嶺南圏域）に水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策の推進するもので、準用河川の改修事業にかかるもの。

★ 対象とする要件等

1 事業の総事業費が概ね 4 億円以上 2 4 億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次のいずれかに該当するもの。

- ① 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に 6 0 h a 以上の農地、5 0 戸以上の家屋または 5 h a 以上の宅地が存するもの
- ② 過去 3 ヶ年に氾濫被害が 3 回以上発生した区域に関するもの
- ③ 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの
- ④ 下水道または農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

★ 財政支援措置

国 1 / 3

★ 留意事項等

補助対象期間は、おおむね 3 年から 5 年

★ 過去の事例等

福井市（準用底喰川）

社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 河川整備 G ☎ 0776-20-0481

★ 事業主体

市

★ 事業の目的および概要

近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市が施行主体となって河川改修を実施するもの。

★ 対象とする要件等

人口5万人以上の市にかかわる一級河川または二級河川の改良工事であって、指定区間内においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事であること。

★ 財政支援措置

2/3（国1/3、県1/3）

★ 留意事項等

本事業を交付対象事業とするには、河川法第16条の3の規定による協議が行われていることが必要である。

★ 過去の事例等

福井市（馬渡川）

防災・安全交付金（水道事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町等が行う水道施設の耐震化の取組、水道事業の広域化の取組等を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。

★ 対象とする要件等

市町が行う水道施設の耐震化等に要する経費の一部を交付する。

★ 財政支援措置

補助率

補助採択基準によって 1/2、4/10、1/3、1/4

★ 留意事項等

事業着手にあたっては、事前に水道事業経営（変更）認可や事業評価が必要な場合がある。
また、資本単価等により、事業の採択の可否や補助率が決定する。

★ 過去の事例等

- 簡易水道再編推進事業（簡易水道統合整備事業）勝山市、永平寺町
- 緊急時給水拠点確保等事業（緊急時用連絡管）坂井市
- 水道管路耐震化等推進事業（老朽管更新事業）福井市、大野市、越前市
- 水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）福井市、大野市
- 水道事業運営基盤強化推進事業（水道施設台帳整備事業）大野市
- 緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管事業）鯖江市、勝山市
- 高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）永平寺町
- 生活基盤近代化事業（基幹改良事業）池田町、南越前町

簡易水道等施設整備費補助金

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う簡易水道施設（給水人口 101 人以上 5,000 人以下の水道施設）および飲料水供給施設（給水人口 10 人以上 100 人以下）の整備事業

★ 対象とする要件等

水道未普及地域解消、水道事業の統合、水道施設の改良等に伴う水道施設整備のための以下の事業を国庫補助の対象とする。

- 水道未普及地域解消事業（新設、広域簡易水道、飛地区域、給水区域内無水源、区域拡張）
- 簡易水道再編推進事業（統合簡易水道、簡易水道統合整備事業）
- 生活基盤近代化事業（増補改良、基幹改良、水量拡張）
- 閉山炭鉱水道施設

★ 財政支援措置

国庫補助率

簡易水道：1/4、1/3、4/10

（財政力指数、1人当たり管延長の区分等による）

飲料水供給施設：4/10

★ 留意事項等

事業着手にあたっては、事前に水道事業経営（変更）認可や事業評価が必要な場合がある。

★ 過去の事例等

- 水道未普及地域解消事業（飛地区域）敦賀市
- 簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）敦賀市
- 簡易水道再編推進事業（簡易水道統合整備事業）勝山市、永平寺町、越前町、美浜町
- 生活基盤近代化事業（増補改良）敦賀市
- 生活基盤近代化事業（基幹改良）永平寺町

水道水源開発等施設整備費補助金

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う水道事業（給水人口 5,001 人以上に限る）または水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備事業

★ 対象とする要件等

市町が行う水道施設整備事業で、補助採択基準等を満足する事業を国庫補助の対象とする。
○水道水源開発施設整備費（水道水源開発施設整備費、遠距離導水等施設整備費）
○高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）

★ 財政支援措置

国庫補助率
補助採択基準によって、1/4、1/3、1/2

★ 留意事項等

事業着手にあたっては、事前に水道事業経営（変更）認可や事業評価が必要な場合がある。
また、用水単価や資本単価、水道料金等により、事業の採択の可否や補助率が決定する。

★ 過去の事例等

○水道水源開発施設整備費（水道水源開発施設整備費）小浜市、若狭町、大野市
○高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）坂井市、永平寺町

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

施設の老朽化、切迫する大地震への対応などの課題を抱える上下水道について、その相乗効果を発揮するための上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現することを目的とする。

★ 対象とする要件等

本事業の対象となるのは、次に掲げる事業とする。

- ・ 上下水道施設再編推進事業
- ・ 上下水道施設耐震化推進事業
- ・ 官民連携等基盤強化推進事業
- ・ 上下水道 DX 推進事業
- ・ 業務継続計画策定事業
- ・ 汚泥資源肥料利用推進事業

★ 財政支援措置

補助率

補助採択基準によって 1/2、1/3、1/4

官民連携等基盤強化推進事業について、ウォーターPPPの導入に向けた事業は10/10

(導入方式によって補助限度額が異なる(2,000万円~5,000万円))

★ 留意事項等

上下水道 DX 推進事業について、本事業の趣旨に合致する事業として新たに要望するものについては、事前に国土交通省担当課と協議が必要となる。

★ 過去の事例等

○官民連携等基盤強化推進事業 坂井市

地域をつなぐ河川環境づくり推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 河川課 河川管理G ☎ 0776-20-0480

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域住民等の自発的な河川維持管理意識を醸成するため、自治会、青年会、婦人会、老人会、水利組合、水防団、消防団、河川愛護団体、学校関係団体またはこれに準ずる団体（以下「地域住民団体等」という。）が行う軽易な河川維持管理活動を支援する市町に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

市町が、地域住民団体等が行う県管理河川区域内の清掃活動を含む年2回までの草刈り活動（以下「補助活動」という。）に補助する場合、その一部を補助する。

★ 財政支援措置

補助率は地域住民団体等が行った補助活動に要した総事業費のうち、対象となる経費（補助活動面積に6.3円を乗じた金額に調整率を乗じて得た金額を限度とする。）の3分の1以内とする。ただし、市町が補助する金額の2分の1を限度とする。なお、調整率は事業年度の市町の申請額と県の予算額を比較勘案のうえ決定する。

対象となる経費とは、地域住民団体等が補助活動に必要とする経費のうち、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費（維持管理活動時に配給する飲料）、通信運搬費、手数料、保険料（ボランティア保険など）、使用料、賃借料（草刈機、軽トラック借り上げなど）、委託料（刈り草の収集処分の委託）のことをいう。

★ 留意事項等

補助対象区域は県管理河川のみである。

★ 過去の事例等

県内全市町に対して補助金交付実績有。

市町下水道事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

県下市町が実施する国庫補助対象事業のうち、多額の建設費用を要することとなる「終末処理場」「都市下水路ポンプ場」を対象とした支援を行うことで、下水道普及率の向上等に繋げる。また、近年の短時間集中型の豪雨による浸水被害を未然に防ぐため、「雨水貯留浸透施設」「雨水ポンプ場」「各戸雨水貯留施設」を対象とした支援を行うことで、民生の安定に繋げる。

★ 対象とする要件等

本補助金の交付は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第2条に規定する終末処理場に係る施設および雨水対策施設（雨水貯留浸透施設等）の設置に要する費用で、下水道法第34条に規定する費用の補助（国庫補助）が認められている費用を対象とする。

★ 財政支援措置

補助対象事業費の5%（1/20）以内

★ 留意事項等

下水道の普及には一定の成果があがってきているため、今後は雨水対策事業を重点的に支援していく方針である。

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、越前町、高浜町

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 砂防防災課 砂防整備 G ☎ 0776-20-0495

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

激甚災害（※1）に伴いがけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において、市町が施工するがけ崩れ防止工事の助成を行い、県民の生命の安全を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

激甚災害（※1）に伴い発生した崩壊等のうち、下記の要件をすべて満たすもの

- ・「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの
- ・がけ地の高さが5m以上であること
- ・人家2戸以上、又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。
- ・1箇所の事業費が600万円以上であること。

★ 財政支援措置

補助限度額：事業費の7/10以内の額

補助対象経費：事業費（工事雑費および事務費をのぞく）

★ 留意事項等

※1「激甚災害」とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により激甚災害と指定され、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。

★ 過去の事例等

福井市赤谷地区（平成16年 福井豪雨） 等

急傾斜地崩壊対策事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 砂防防災課 砂防整備 G ☎ 0776-20-0495

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

急傾斜地崩壊危険区域内において市町が実施する対策工事への助成を行うことにより、がけ崩れ等の災害から県民の生命の安全を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

下記の要件をすべて満たすもの

- ① 当該急傾斜地が急傾斜地崩壊危険区域として指定されていること（事業実施までの指定が確実に見込まれる場合を含む）。
 - ・当該急傾斜の傾斜度が30度以上であり、がけの高さが5m以上であること。（砂防指定地、地すべり防止区域、保安林および保安施設として既に指定されている箇所、ならびに人工がけを除く）
 - ・当該急傾斜の崩壊により被害想定区域内において概ね5戸以上の家屋に倒壊等の著しい被害が及ぶ可能性があること（5戸未満であっても要配慮者利用施設がある場合には指定されることがある）
- ② 当該急傾斜の崩壊に伴い倒壊等の著しい被害が及ぶ可能性がある家屋について、その移転のための適地が存在しないこと。
- ③ 対策工事に要する費用が莫大であり、急傾斜地及び家屋の所有者等の地元関係者がその費用を負担することが困難であること。

★ 財政支援措置

補助限度額：補助対象経費の2分の1以内の額

補助対象経費：本工事費のみ（事業費から測量試験費、用地費、補償費、工事雑費および事務費を除く）

★ 留意事項等

補助事業の実施期間について

- ・補助事業の実施期間は、補助事業者からの補助金交付申請書の提出を受け、県が補助金の交付決定を行った日（交付決定日＝補助対象期間の開始日）から当該年度末までとする。ただし、あらかじめ事前着手せざるを得ない理由を明記した交付決定前着工届を提出し、県の文書による承認を受けた場合はこの限りではない。

★ 過去の事例等

福井市杉谷第2地区 等

都市開発資金貸付制度

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市計画・支援 G ☎ 0776-20-0498

★ 事業主体

地方公共団体等

★ 事業の目的および概要

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体を通じて無利子で貸付けをします。(都市開発資金の貸付けに関する法律 昭和41年法律第20号)

★ 対象とする要件等

- (1) 用地先行取得資金
地方公共団体が行う、道路・公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を取得するために必要な資金の貸付を行う。
 - ① 都市施設用地買取資金
 - ② 都市機能更新用地買取資金
- (2) 市街地再開発事業等資金
地方公共団体が、市街地再開発組合等による市街地再開発事業に必要な資金及び保留床管理法人による保留床取得に必要な資金について無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部を地方公共団体に対して無利子で貸付けを行う。
 - ① 事業資金貸付金
 - ② 保留床取得資金貸付金
- (3) 土地区画整理事業資金
土地区画整理組合(組合事業を引き継ぐ地方公共団体を含む)・個人施行者・区画整理会社が行う土地区画整理事業の施行に必要な資金、施行者から保留地を取得して運営する一定の法人に対して保留地の取得に要する資金の貸し付けを行う地方公共団体に対して必要な資金(無利子)の一部について貸付けを行う。
 - ① 事業資金貸付金
 - ② 保留地取得資金貸付金

★ 財政支援措置

- (1) 用地先行取得資金
 - a. 利率 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める利率
 - b. 償還期間 10年(4年の据置) 均等半年賦償還
- (2) 市街地再開発事業等資金
 - a. 利率 無利子
 - b. 償還期間 施行者 8年以内(事業計画認可前設立組合は12年以内) 一括償還
保留床管理法人 25年以内(10年以内の据置) 均等半年賦償還
- (3) 土地区画整理事業資金
 - a. 利率 無利子
 - b. 償還期間 施行者 8年以内(6年以内の据置)均等半年賦償還(事業認可決定後)
└ 10年以内(8年以内の据置)均等半年賦償還(事業認可決定前)
保留地管理法人 25年以内(10年以内の据置) 均等半年賦償還

★ 留意事項等

○用地先行取得資金貸付対象都市

- (1) 都市施設用地・・・越前市、鯖江市、越前町
※対象都市以外でも政令に規定された都市と社会的、経済的に一体の圏域を形成していることが確認できれば、貸付対象となります。
- (2) 都市機能更新用地
 - ①一般分、都市構造再編促進用地分・・・越前市、鯖江市
 - ②中心市街地活性化促進用地分・・・福井市、越前市、鯖江市

まち再生出資業務

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

民間の都市開発事業（一般財団法人 民間都市開発推進機構(MINTO機構)が出資)

★ 事業の目的および概要

市町村が定める都市再生整備計画の区域内および都市機能誘導区域内で、民間事業者が実施する都市開発事業に対してMINTO機構が出資し、市町村と民間が一体となって個性あるまちづくりを推進する。

MINTO機構の出資により、資金調達全体に占める融資の割合が低くなることで、民間金融機関にとっては融資の担保掛目、事業者にとってはプロジェクト費負担のリスクが大幅に低減する。

★ 対象とする要件等

○支援要件

- ・国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業であること。
- ・市町村が作成する都市再生整備計画の区域内における都市開発事業で0.2ha以上。ただし、(1)教育文化施設、(2)医療施設、(3)社会福祉施設、(4)子育て支援施設、(5)商業施設、(6)民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設（インキュベーション施設）のいずれかに該当する施設を含む場合は500㎡以上。
- ・低未利用土地の区域内における都市再整備計画に記載された事業または上記(1)～(6)のいずれかに該当する施設、宿泊または交流拠点施設を含む事業で500㎡以上。
- ・都市機能誘導区域内で誘導施設を含む事業で500㎡以上。含まない場合は0.1ha以上。
- ・緑地、広場等の公共施設の整備を伴うもの。
- ・10年以内の配当が確実と見込まれること（事業計画・資金計画等について民都機構が審査）。

★ 財政支援措置

以下のうち最も少ない金額

- 公共施設等整備費(公共施設+都市利便施設+建築利便施設)以内
 - 「総事業費の50%」以内
 - 「出資等を受ける事業者の資本額の50%」以内
- ※誘導施設がある場合は、その整備費を公共施設等整備費に上積みできる。

★ 留意事項等

- 詳細は支援主体に確認のこと。
- MINTO機構では、これ以外にも融資等に関する支援や助成事業も行っている。
- 全国市街地再開発協会や、区画整理促進機構による融資、出資等もある。

★ 過去の事例等

近年の県内事例なし。

近県では、氷見市ひみ番屋街総湯整備事業（氷見市H24.9）、片町A地区第一種市街地再開発事業（片町きらら）（金沢市H27.10）、小松駅南ブロック複合施設建設事業（小松市H29.2）など。

集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市計画・支援 G ☎ 0776-20-0498

★ 事業主体

立地適正化計画等を策定するあるいは策定した市町または民間事業者等

★ 事業の目的および概要

人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

★ 対象とする要件等

1 計画策定支援

①低炭素まちづくり計画②立地適正化計画③広域的な立地適正化の方針④PRE活用計画の計画の策定に要する経費

2 コーディネート支援

計画等の策定に係るデータ整備、分析、予測等を通じた説明資料の作成、調査、協議組織の立ち上げ、関係者との協議調整、住民意見聴取及び合意形成等、誘導施設の移転等に係るまちづくり組織の立ち上げ、意識啓発活動、人材育成等に要する経費

3 施設の移転促進

居住誘導区域外に立地する誘導施設の除却処分や移転跡地の緑地等整備等に要する経費（医療・福祉・教育等施設の移転については、移転後の施設延べ面積が1,000㎡以上に限るなど）

4 建築物跡地等の適正管理支援

立地適正化計画に跡地等管理等区域として位置づけられた区域等における建築物跡地等の適正管理等に必要経費

5 居住機能の移転促進に向けた調査の支援

防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価に要する経費

★ 財政支援措置

補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内

（ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体については550万円まで全額補助）

★ 留意事項等

立地適正化計画の策定支援は、計画に目指す将来像および定量的な目標を記載し、それにより期待される効果を定量化して公表することや空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用について記載するものなどに限られる。また、立地適正化計画作成後、概ね5年が経過した際に計画の見直しを行うための分析及び評価等についても支援。

★ 過去の事例等

立地適正化計画策定支援 福井市、敦賀市、坂井市 等12市町

社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市計画・支援 G ☎ 0776-20-0498

★ 事業主体

個人・共同 … 土地所有者または借地権者が、その土地について一人または数人共同して施行
区画整理組合 … 土地所有者または借地権者が、7名以上で土地区画整理組合を設立して施行
区画整理会社 … 所有者または借地権者が株主となっている株式会社（区画整理会社）が施行
地方公共団体 … 都道府県、市町村が施行
国土交通大臣 … 国土交通大臣が施行
機構・公社 … 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行

★ 事業の目的および概要

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。
また、土地区画整理事業は公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する事業であり、大都市から地方都市、既成市街地から新市街地まで多様な地域、多様な課題に応じて活用できる市街地整備の代表的な手法であり、公共投資の効率化の観点からも優れた制度である。

★ 対象とする要件等

土地区画整理事業費補助

区画整理区域内の原則幅員12m以上の都市計画道路を用地買収方式により整備するとして積算した事業費を限度として補助

★ 財政支援措置

土地区画整理事業費補助の採択基準

【公共団体等施行】 直接補助（補助率 1/2）

- ・面積5ha以上。ただし、既成市街地（DID地区内）、被災市街地復興にあつては2ha以上
- ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区
- ・補助基本額が3億円以上の地区

【組合等施行】 間接補助（補助率 1/2）

- ・都市計画事業として施行されるもの
- ・面積10ha以上。ただし、既成市街地（DID地区内）、被災市街地復興にあつては2ha以上
- ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区
- ・補助基本額が3億円以上の地区
- ・施行後の公共用地率が25%以上
- ・20ha未満の地区にあつては用地買収方式事業費が総事業費の1/3以上

★ 留意事項等

上記のほか、「市街地整備」の都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業の制度もある。

★ 過去の事例等

- ・公共団体等施行 … 市場周辺（福井市）、森田北東部（福井市）等
- ・組合施行 … 神山南部第一地区（越前市）等

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金（都市公園等事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市計画区域を有する）市町

★ 事業の目的および概要

都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備を行なうことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 原則として2ha以上であること。
- 総事業費が市町村事業は2.5億円以上（費用便益比算出必要）
- 公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たり敷地面積の合計が10m²未満であること。

★ 財政支援措置

- 補助率（施設）国1/2、市町1/2（用地）国1/3、市町2/3

★ 留意事項等

次に掲げる公園施設の設置に要する施設費及び用地費（都市公園法施行令第31条）

- 園路又は広場
- 修景施設
- 休養施設のうち、休憩所・ベンチ・野外卓・キャンプ場その他これらに類するもの
- 遊戯施設のうち、ぶらんこ・すべり台・シーソー・ジャングルジム・ラダー・砂場・徒渉池その他これらに類するもの
- 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第5条第4項第2号に掲げる運動施設を除く）
- 教養施設のうち、自然生態園・野鳥観察所・動植物の保護繁殖施設・野外劇場・野外音楽堂・体験学習施設その他これらに類するもの
- 便益施設のうち、駐車場・園内移動用施設・便所・時計台・水飲場・手洗場・その他これらに類するもの
- 管理施設のうち、門・柵・管理事務所・苗畑・照明施設・ゴミ処理場・水道・井戸・暗渠・水門・雨水貯留施設・水質浄化施設・護岸・擁壁・発電施設その他これらに類するもの
- 展望台・備蓄倉庫その他国土交通省で定める災害応急対策に必要な施設

★ 過去の事例等

福井市総合運動公園（福井市）、敦賀市総合運動公園（敦賀市）、西山公園（鯖江市）、三国運動公園（坂井市）

社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市公園を有する）市町

★ 事業の目的および概要

民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業。都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）により選定された民間事業者等、もしくは公園施設設置管理協定制で協定を締結した民間事業者等が行う、飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）と園路・広場等の公共部分（特定公園施設）を一体的に整備する事業を対象に、公共部分（特定公園施設）の整備費に対し国が支援を行う。

★ 対象とする要件等

- 0.25ha以上であること。
- 民間事業者等が行う特定公園施設整備に対して、市町が負担する費用が当該施設整備積算額に対して1割以上削減されること。

★ 財政支援措置

- 補助率
公共部分（特定公園施設）整備に対する市町が負担する額の 国1/2、市町1/2

★ 留意事項等

- 公募対象公園施設（事業の核となる収益施設）
公園利用者の利便の向上に資する休養施設（キャンプ場等）、遊戯施設（遊具等）、運動施設（体育館、プール等）、便益施設（飲食店、売店等）等収益施設で、特定公園施設建設の費用にその収益を充てることができるもの
- 特定公園施設（収益施設と一体的に整備される一般利用者向け施設）
園路・広場等、全ての公園施設が対象
公募対象公園施設の周辺に設置することが利用者の利便の一層の向上に寄与するもの
- 民間事業者等への特例
 - ・設置管理許可期間の特例（10年→20年）
 - ・建蔽率の特例（飲食店・売店の場合10%の上乗せ、2%→12%）
 - ・占用物件の特例（イベント情報提供のための看板、広告塔等が占用可能に）

★ 事例等

越前市 武生中央公園水泳場、勝山市 長尾山総合公園

社会資本整備総合交付金(こどもまんなか公園づくり支援事業)

所管省庁等: 国土交通省

県主管課: 土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

(都市計画区域または都市公園を有する) 市町

★ 事業の目的および概要

こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもの遊び場や、親同士・地域住民との機会の創出に資する都市公園を整備する。

★ 対象とする要件等

○事業計画

下記の内容が記載されたこどもまんなか公園づくり支援事業計画の策定

- i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果
- ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
- iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

○都市要件 1) 及び2) の要件を満たす都市

- 1) こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置付けている都市
- 2) 公園施設長寿命化計画を策定している都市

○対象地域要件 1) 及び2) の要件を満たす地域

- 1) 住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域
- 2) 都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域

○都市公園等整備水準要件

都市公園の新設(拡張含む)を伴う事業は整備水準要件(10m²/人未満)を適用する。

○総事業費

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。

- 1 公園における事業費が2.5億円以上の場合、費用便益比の算出が必要。

★ 財政支援措置

○補助率

(施設・計画策定) 国1/2、市町1/2 (用地) 国1/3、市町2/3

★ 留意事項等

○都市公園法施行令第31条に規定する公園施設の整備(ただし、運動施設を除く)

★ 過去の事例等

坂井市 東十郷中央公園および江留上公園

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金（都市公園ストック再編事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市公園を有する）市町

★ 事業の目的および概要

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○事業計画

下記の内容が記載された都市公園ストック再編事業計画の策定

- i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果
- ii) 計画期間中の事業実施箇所及び再編内容
- iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

○都市要件

下記のいずれかの計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編が対象

- 1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めたものに限る）
- 2) 緑の基本計画（子育て支援、高齢社会対応等課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置付けられたものに限る）

○総事業費

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。

1公園における事業費が2.5億円以上の場合、費用便益比の算出が必要。

★ 財政支援措置

○補助率

（施設・計画策定）国1/2、市町1/2 （用地）国1/3、市町2/3

★ 留意事項等

○都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備およびストック再編事業計画策定費等が対象

○廃止される都市公園の撤去費については補助対象外

★ 事例等

越前市 東運動公園等庭球場再編整備、鯖江市 東公園屋外プール再編整備

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業等）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市公園を有する）市町

★ 事業の目的および概要

都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。

★ 対象とする要件等

I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

①対象事業内容

都市公園における、1)防犯性の向上、2)豪雨対策、3)建物又は橋梁等の耐震改修、4)公園施設のバリアフリー化、5)感染症対策
1)～3)は令和10年度まで、4)～5)は令和7年度までの措置

②総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの

II 公園施設長寿命化対策支援事業

①面積要件

原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

②対象事業内容

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断（C判定またはD判定）されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築

③総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの

III 公園施設長寿命化計画策定調査

対象事業内容

公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定

本事業は、令和7年度までの措置

※公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を公表することを要件とする。

★ 財政支援措置

○補助率（施設）国1/2、市町1/2

都市災害復旧事業（堆積土砂排除事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

都市計画区域内および同区域外の人家、工場等の集落地（市街地）において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 一の市町の区域内の市街地において、
- (イ) 堆積土砂の総量が 30,000m³ 以上
 - (ロ) 2,000m³ 以上の一団をなす堆積土砂
 - (ハ) 50m 以内の間隔で連続する土砂が、2,000m³ 以上
- 以上の(イ)～(ハ)のいずれかで、かつ、
- ① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く）
 - ② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く）
 - ③ ①②にかかわらず、市町長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

★ 財政支援措置

○補助率 国 1/2、市町 1/2

★ 留意事項等

- 市街地とは、都市計画区域内および同区域外の人家、工場等の集落地をいう。
- 集落地とは、独立した家屋が 10 戸以上隣接している場合（1 戸とは、1 世帯が有している倉庫、納屋等を含む。）をいう。
- 「30,000m³」「2,000m³」は、本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく、道路や農地など他の法令で処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことをいう。

★ 過去の事例等

南越前町 鹿蒜川沿川

社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

個人、組合、市町、再開発会社等

★ 事業の目的および概要

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

★ 対象とする要件等

● 施行区域の要件

- ① 高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内
- ② 区域内にある耐火建築物が概ね 1 / 3 以下
- ③ 区域内に十分な公共施設がない、土地利用の細分化等
- ④ 土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

● 補助対象

- ・ 調査設計計画費（事業計画作成、建築設計等に要する費用）
- ・ 土地整備費（建築物除却、補償等に要する費用）
- ・ 共同施設整備費（空地等、供給処理施設、その他の施設等の整備に要する費用）

★ 財政支援措置

国の交付率 1 / 3（一定要件を満たせば、交付率嵩上げあり）

★ 留意事項等

事業主体が民間事業者等の場合は、市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

福井市 御屋形地区・三の丸地区・手寄地区・福井駅西口中央地区
福井駅前電車通り北地区A街区・福井駅前電車通り北地区B街区
福井駅前南通り地区（住宅局）

越前市 JR武生駅南地区（都市局）、小浜市 白鬚地区（都市局）

鯖江市 鯖江駅前第一地区（都市局）

スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

個人、組合、市町、再開発会社等

★ 事業の目的および概要

子育て世帯等の暮らしを支える生活拠点の整備を進め、まちなかへの居住や生活環境の向上を目的とし、子育て世帯等のための支援施設や住まい等の整備を伴う市街地再開発事業について、事業推進を図る。

★ 対象とする要件等

●施設整備の要件

以下の地域生活拠点（生活支援施設、住まい）を導入する市街地再開発事業

①生活支援施設

託児所、保育園、子育てサロン、在宅介護事業所、障害者就労施設、生活相談窓口、見守り活動拠点等の子育て世帯等の暮らしに資する施設

②住まい

子育て世帯等を入居対象とした地域優良賃貸住宅または公営住宅、床面積（共同住宅の共用部分の面積を除く。）75㎡以上の住戸が全住戸のうち半数以上となる集合住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の子育て世帯等の暮らしに資する住宅

●施行区域の要件

① 高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内

② 区域内にある耐火建築物が概ね1/3以下

③ 区域内に十分な公共施設がない、土地利用の細分化等

④ 土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

●補助対象

・調査設計計画費（事業計画作成、建築設計等に要する費用）

・土地整備費（建築物除却、補償等に要する費用）

・共同施設整備費（空地等、供給処理施設、その他の施設等の整備に要する費用）

★ 財政支援措置

国の補助率 1/3（一定要件を満たせば、補助率嵩上げあり）

★ 留意事項等

事業主体が民間事業者等の場合は、市町において補助制度を創設し、地域生活拠点再開発計画を定める必要がある。

★ 過去の事例等

福井市 福井駅前電車通り北地区A街区・福井駅前電車通り北地区B街区

社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

市町、民間事業者等（間接交付）

★ 事業の目的および概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

★ 対象とする要件等

●対象施設要件

コア事業により整備される都市機能導入施設または公開空地は、再生事業計画区域内に存し、次の各号の全てに適合すること。

- ① 中心市街地活性化法に定める認定を受けた基本計画に位置づけられたもの。
- ② 対象施設の敷地面積等が1,000㎡以上であること。（緩和あり）
- ③ 都市機能導入施設には、公益施設を含むものであること。
- ④ " は、地階を除く階数が原則3階以上であること。（緩和あり）
- ⑤ " は、耐火建築物または準耐火建築物であること。（緩和あり）

●補助対象

○コア事業

- ・ 都市機能まちなか立地支援《中心市街地に都市機能導入施設を整備》
調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費（購入費含む）等
- ・ 空きビル再生支援《中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生》
調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費（購入費含む）
- ・ 賑わい空間施設整備《中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備》
調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費（購入費含む）

○付帯事業

- ・ 計画コーディネート支援 再生事業計画の作成及びコーディネートに要する費用
- ・ 関連空間整備 駐車場整備費、緑化施設等整備費（購入費含む）

★ 財政支援措置

国の交付率 1/3（一定要件を満たせば、1/1.5 嵩上げがあり交付率 2/5）

★ 留意事項等

事業主体が民間事業者等の場合は、市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

福井市 福井駅西口中央地区

社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

市町（NPO等への間接補助可能）

★ 事業の目的および概要

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。計画期間は概ね3～5年。

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

★ 対象とする要件等

●地区要件 次のいずれかの要件に該当する地区

- ① 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取り組みを開始・公表^{※1}しており、かつ都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。
 - (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※2}から半径1kmの範囲内またはバス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域
 - (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DIDD）^{※3}かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
 - (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
- ※1 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域内に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。
- ※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 市町村において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）
- ③ 地域生活拠点（都市計画区域外における地域の拠点となる区域）であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（基幹市町村）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲）。
 - (1) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（連携市町村）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針^{※3}において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
 - (2) 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、

連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想^{※4}において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

※3 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村（地域生活拠点を定めた市町村に限る）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

※4 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

- ④ 産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む）であり、以下のいずれかの区域【(1)、(2)ともに、複数の要件を満たす必要】
- (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
（国策的プロジェクトは内閣府が選定）
 - (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
 - 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
 - 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
 - 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業
- ⑤ 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表^{※1}しており、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下、事前復興まちづくり計画等）に防災拠点として位置付けられた区域であり、都市再生整備計画の区域が①(1)または(3)に定められているもの。【防災・安全交付金】
- ⑥ 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。
【防災・安全交付金】

●交付対象事業 都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業が対象。

基幹事業 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなか事業、暑熱対策事業等

提案事業 事業活用調査、社会実験等のまちづくり活動推進事業、その他目標達成に必要な市町の提案に基づく地域創造支援事業（提案事業は、全体事業費の概ね28%以内）

★ 財政支援措置

交付率：交付対象事業費の40%。（交付金の額は一定の算定方法により算出）ただし、歴史的風致維持向上計画関連等、国として特に推進すべき施策に関する一定の要件を満たす地区は交付率が45%に引き上げられる。

★ 留意事項等

社会資本整備総合交付金交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和2年度実施地区…3市、4地区

令和3年度実施地区…1市、1地区

令和4年度実施地区…1市、1地区

令和5年度実施地区…1市、1地区

令和6年度実施地区…1市1町、2地区

まちなかウォーカブル推進事業（都市再生整備計画事業の拡充）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

【交付金】市町、市町都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

都市再生整備計画等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に進めることを目的とする。

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成したうえで滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォーカブル区域」という。）を設定し、それを基に事業主体はウォーカブル推進計画を作成するものとする。計画期間は概ね3～5年。

交付期間終了時、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

★ 対象とする要件等

1 地区要件 次の要件に該当する地区

- (1) 都市再生整備計画事業の施行地区（防災・安全交付金除く）、かつ、
- (2) 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性向上区域

2 交付対象事業 都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業が対象。

- (1) 基幹事業 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変、既存建造物活用事業、滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画作成支援事業 等
- (2) 提案事業 事業活用調査、社会実験、その他目標達成に必要な市町の提案に基づく地域創造支援事業（提案事業枠は2割を上限とする）

★ 財政支援措置

交付率：交付対象事業費の50%。

★ 留意事項等

本事業活用にあたっては、都市再生推進事業制度交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和5年度時点での実績なし。

令和6年度実施地区…1市、1地区

都市構造再編集中支援事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

市町（NPO等への間接補助可能）、都道府県（一部基幹事業のみ）、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が医療、福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組を行うことで、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする。

市町村は地域の特性を踏まえ、都市の再生に必要なまちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成するものとする。計画期間は概ね5年。

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

★ 対象とする要件等

● 地区要件 次の要件に該当する地区

- ・都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域」および「居住誘導区域」に定められている地区。
- ・立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点」。

ただし、以下の市町村を除く。

- ① 都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害等特別警戒区域等の災害レッドゾーンを定めている市町村
- ② 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等、不適切な運用を行っている市町村

なお、以下の区域を施行地区に含むことができる。

- ① 立地適正化計画に基づいて複数の施設の機能を集約する統廃合を行うことにより、誘導施設又は基幹的誘導施設を整備する場合、統合されたことにより廃止された施設の敷地及びその敷地と隣接する区域を「都市機能誘導区域」とみなす。

※実施できるのは、施設の除却等、元地の管理の適正化にかかる事業のみ

- ② 水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する「水辺まちづくり計画」がある場合は、都市機能誘導区域および居住誘導区域に隣接する水辺の区域^{※1}
- ③ 空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を掲示している区域。^{※2}

※1 対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る。（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設の整備を除く）

※2 対象事業は緑地等の整備に限る。

● 交付対象事業 都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業が対象。

基幹事業 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設（医療施設、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

提案事業 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、その他目標達成に必要な市町の提案に基づく地域創造支援事業（提案事業は、全体事業費の概ね10～19%以内^{※3}）

※3 都市再生整備計画の区域と都市機能誘導区域の重複する部分が概ね2/3以上であり、かつ主たる提案事業が立地適正化計画に位置付けられている等の要件を満たす場合は、提案事業割合が全体事業費の概ね20～28%以内に拡充される。

★ 財政支援措置

交付率：交付対象事業費の概ね45%～50%^{※4}。（交付金の額は一定の算定方法により算出）

※4 「都市機能誘導区、地域生活拠点内において実施する事業の交付対象事業費合計の1/2」と「居住誘導区域において実施する事業の交付対象事業費合計の45%を足した額」と「都市再生特別措置法施工規則第16条第1項の規定に基づき算出した額」のいずれか少ない額

★ 留意事項等

本事業活用にあたっては、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和2年度実施地区…7市2町、11地区

令和3年度実施地区…7市2町、11地区

令和4年度実施地区…6市2町、10地区

令和5年度実施地区…9市2町、13地区

令和6年度実施地区…7市2町、11地区

官民連携まちなか再生推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

エリアプラットフォーム、市町村、都市再生推進法人、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を進めることで、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

● 交付対象事業

- ・ エリアプラットフォーム活動支援事業（①エリアプラットフォームの構築、②未来ビジョン等の策定、③シティプロモーション・情報発信、④社会実験・データ活用、⑤地域交流創造施設整備、⑥国際交流創造施設整備、⑦国際競争力強化施設整備、⑧地方都市イノベーション拠点形成）
- ・ 普及啓発事業

● 交付対象事業者

エリアプラットフォーム活動支援事業については、エリアプラットフォームが対象^{※1}。普及啓発事業については、都市再生推進法人および民間事業者等が対象。

※1 エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。（エリアプラットフォームの構築、未来ビジョン等の新規策定に限る）

● 対象地域

エリアプラットフォーム活動支援事業のうち、①～④については、全国対象。⑤～⑧については、特定の区域・地域のみ対象。普及啓発事業については、全国対象。

★ 財政支援措置

交付率：エリアプラットフォーム活動支援事業①については定額（単年度あたり上限1,000万円・最大2年間）、②について新規の場合は定額（単年度あたり上限1,000万円・最大2年間）、改定の場合は1/2。③および④については1/2（1事業あたり1年間に限る）、⑤および⑥については1/3、⑦および⑧については1/2（1事業あたり1年間に限る）、実施計画策定のみ新規の場合は定額（単年度あたり上限1,000万円・最大2年間）、普及啓発事業については定額。

★ 留意事項等

本事業活用にあたっては、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和3年度実施・・・坂井市（エリアプラットフォーム活動支援事業・坂井市三国町東尋坊エリア）
令和4年度実施・・・福井市（県都にぎわい創生協議会）（エリアプラットフォーム活動支援事業・福井駅城址周辺地区）

社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

県、市町

★ 事業の目的および概要

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備について、地方公共団体の自主性と創意工夫を尊重しつつ住環境の向上を支援、推進するため、地域住宅計画に基づいた事業に対し交付金の交付を行う。

★ 対象とする要件等

- 基幹事業（地域の住宅施策のために中心的な事業）
 - ・公営住宅等整備事業
 - ・公営住宅等ストック総合改善事業
 - ・改良住宅ストック総合改善事業 等
- 効果促進事業（基幹事業の効果を増大する地方公共団体独自の提案による事業）
 - ・公営住宅等関連事業 等

★ 財政支援措置

国費率：対象事業費の概ね45%

★ 留意事項等

事業の執行にあたっては、社会資本総合整備計画への位置付けが必要

★ 過去の事例等

- 基幹事業
 - ・公営住宅の建替、買取等
 - ・公営住宅の外壁改修、屋上防水改修、耐震改修等
 - ・改良住宅の外壁改修、屋上防水改修、耐震改修等
- 効果促進事業
 - ・公営住宅の建替と一体となった駐車場整備等

社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、市町等に補助する制度。

★ 対象とする要件等

○国の補助対象となる項目は、

- ① 調査設計計画費（事業計画作成、地盤調査、建築設計等）
- ② 土地整備費（既存建築物除去等費、補償費等）
- ③ 共同施設整備費（空地等整備、供給処理施設整備、防災関連施設整備、駐車場整備等）
※別途、対象地域の要件あり。

★ 財政支援措置

○市町村が施行する場合：国 1 / 3 市町 2 / 3

○民間事業者等が施行する場合：国 1 / 3 市町 1 / 3 施行者 1 / 3

★ 留意事項等

対象地域及び補助事業の要件が、優良建築物等整備事業の各タイプで異なっているため、事業の採択にあたっては充分注意することが必要である。

民間事業者等が施行する場合は、市町の民間事業者への補助が前提となるため、市町においては補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

（実績）

- H 1 6 ~ H 1 8 浜町桜橋地区（福井市）
- H 1 7 ~ H 1 8 中央 1 丁目地区（福井市）
- H 1 9 ~ H 2 1 駅前南通り地区（福井市）
- H 1 9 ~ H 2 1 中央 3 丁目地区（福井市）
- H 2 0 ~ H 2 2 大手 2 丁目地区（福井市）
- H 2 8 ~ H 2 9 中央 1 丁目 1 8 番地地区（福井市）
- H 2 7 ~ R 3 中央 1 丁目 1 0 番地地区（福井市）
- R 2 ~ R 4 J R 芦原温泉駅賑わい交流地区（あわら市）

社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

★ 対象とする要件等

○補助対象地区

次のいずれかに該当する1ha以上の区域内で、地区住民による街づくり協定が締結されている、または、条例等により住宅等の整備もしくは維持管理に関する事項等が定められている。2ha以上の地区

- ① 接道不良住宅の戸数割合が7割以上、かつ、住宅密度が30戸/1ha以上
- ② 幅員6m以上の道路延長が、区域内の道路総延長の1/4未満かつ公園、広場および緑地の面積の合計が区域面積の3%未満である区域
- ③ 地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

○補助対象

協議会活動費、整備方針策定費、街なみ整備事業費（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費、生活環境施設整備費、空家住宅等除却費）、街なみ整備助成費（門塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費、共同建替等共同施設整備費）

★ 財政支援措置

補助率 協議会活動（国1/2、協議会組織1/2）
地方公共団体による事業（国1/2、地方公共団体1/2）
地区住民による事業（国1/3、地方公共団体1/3、地区住民1/3）

★ 過去の事例等

（実績）

- H 3～H 10 越前市京町地区（旧武生市）
- H 7～H 14 越前市蓬萊地区（旧武生市）
- H 17～H 26 大野市城下町地区
- H 17～H 26 坂井市湊町地区（旧三国町）
- R 6～ 三国湊及び丸岡城周辺地区

社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

都道府県、市町、民間事業者

★ 事業の目的および概要

良好な住宅及び宅地の供給の促進に資することを目的とし、住宅及び住宅の供給を行う計画的な住宅宅地事業や計画的に開発された住宅団地に関連して行われる公共施設の整備等を行うもの。

★ 対象とする要件等

○対象地域

県庁所在都市又は通勤圏内人口25万人以上の都市の通勤圏又は地方拠点都市

○補助対象施設

道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設、鉄道施設整備

★ 財政支援措置

国の補助予算の範囲内において、地方公共団体に対し促進事業に要する費用について、当該促進事業と同種の公共施設整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合で補助される。（例：河川の場合 国1/2、地方公共団体1/2）

★ 留意事項等

団地規模要件は、住宅建設事業300戸以上、宅地開発事業16ha以上（地域の実情等を勘案して10%の範囲内で緩和する。）

中心市街地、住宅系再開発事業（公営住宅建替）では、住宅建設事業100戸以上、宅地開発事業16ha以上

★ 過去の事例等

（実績）

H 9～H 26 森田北東部土地区画整理

H 13～H 20 市場周辺土地区画整理

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G、建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し助成を行う事業である。

★ 対象とする要件等

- 住宅および建築物の耐震診断等の支援に関する事業
- 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断等の支援に関する事業
- 住宅の耐震改修、建替えまたは除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む）
- 建築物の耐震改修、建替えまたは除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む）
- 避難所等の耐震改修または建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む）
- ブロック塀等の安全確保に関する事業（耐震診断、除却、改修等）

★ 財政支援措置

補助率

- 耐震改修設計、普及啓発等
 - ・民間実施の場合：国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3
 - ・地方公共団体実施の場合：国 1 / 2
- 耐震診断
 - ・民間実施の場合：国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3
 - ・地方公共団体実施の場合：国 1 / 3

（住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の場合は国 1 / 2）
- 耐震改修
 - ・民間実施の場合：国 1 1.5%～1 / 3 地方公共団体 1 1.5%～1 / 3
 - ・地方公共団体実施の場合：国 1 1.5%～1 / 3

※建築物の用途等によって補助率が異なる。
- ブロック塀等の耐震診断、除却、改修等
 - ・国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3（対象事業費 80,000 円 / m を限度とする。）

★ 留意事項等

事業実施にあたっては、耐震改修促進法第 6 条第 1 項の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定める必要がある。

★ 過去の事例等

H 2 9 ～ 1 7 市町

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

アスベストによる被害を未然に防止するため、多数の者が利用する建築物等のアスベスト改修を促進する市町に助成する制度である。

★ 対象とする要件等

- アスベスト使用の調査事業
建築物における吹付け建材について、アスベスト含有の有無の調査に要する費用
- アスベスト改修事業
露出して吹き付けアスベスト等が施工されている多数の者が利用する建築物における吹き付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用

★ 財政支援措置

補助率

- アスベスト使用の調査事業
 - ・国 10 / 10
- アスベスト改修事業
 - ・地方公共団体が実施する場合：国 1 / 3
 - ・民間事業者が実施する場合：国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3

★ 留意事項等

民間事業者が実施する場合は、地方公共団体が補助を行う場合に国の補助制度が活用できることから、市町においては助成制度を創設する必要がある。

「建築物石綿含有建材調査者」による関与が義務（含有調査については、建築物石綿含有建材調査者が自ら実施し、除去等については、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施する）となる。

★ 過去の事例等

H29～ 17市町

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格建築物の改修を行う者に対し、補助金を交付する地方公共団体に対して補助する事業である。

★ 対象とする要件等

土砂災害対策改修工事費

土砂災害対策改修に要する費用で、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められる仕様を満たす鉄筋コンクリート造の壁などを設置する工事（限度額3,360千円）を対象に補助を行う。（補助対象限度額772千円／戸（3,360千円×23%））

★ 財政支援措置

補助率

国1/2 市町1/2

（住宅については、国1/2 県1/4（土砂災害危険住宅対策支援事業） 市町1/4）

★ 留意事項等

市町の事業者への補助が前提となる。

★ 過去の事例等

H29 越前市

H30 越前市

R1 越前市

R2 福井市

社会資本整備総合交付金（がけ地近接等危険住宅移転事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がけ崩れ、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転を行う者に対し、補助金を交付する地方公共団体に対して補助する事業である。

★ 対象とする要件等

危険住宅

次のイからホまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、またはこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上または生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告等を行ったもの。

イ 建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域

ロ 建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域

ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ハに掲げる区域に指定される見込みのある区域

ホ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

危険住宅移転事業費

○危険住宅の除却に要する費用

（補助対象限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）

○引越費用等（動産移転費、仮住居費等）に要する費用（限度額：975千円/戸）

○危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む）および改修に要する費用の利子相当分

（年利率限度8.5%、建物限度額3,250千円 土地限度額960千円）

★ 財政支援措置

補助率

国1/2 県1/4（土砂災害危険住宅対策支援事業）市町1/4

★ 留意事項等

危険住宅からの移転は個人の生活設計と密接に関連するものであるが、事業主体である市町は常に管内の危険住宅の措置方針等を定めて計画的な事業実施が必要である。

市町の危険住宅移転事業者への補助が前提となる。

★ 過去の事例等

H29～ 7市町

社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

老朽ストックの建替え等の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い狭あい道路の整備等を行う地方公共団体及び民間事業者に対して国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（狭あい道路）建築基準法第42条第2項若しくは第3項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。

★ 対象とする要件等

○狭あい道路拡幅整備事業

地方公共団体が定める狭あい道路拡幅整備促進計画に基づき行われる狭あい道路の拡幅整備を行う事業

○狭あい道路情報整備等事業

狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業

★ 財政支援措置

○狭あい道路情報整備等事業

地方公共団体が行う事業に要する費用の1/2以内の額

○狭あい道路拡幅整備事業

地方公共団体が実施する場合：事業に要する費用の1/2以内の額

民間事業者が実施する場合：事業に要する費用の1/3以内かつ地方公共団体が補助する額の1/2以内の額

★ 留意事項等

狭あい道路拡幅整備等事業実施にあたっては、実施市町において狭あい道路整備促進計画を定める必要があります。

民間事業者が実施する狭あい道路拡幅整備等事業について、市町が国の補助制度を活用して実施する場合に活用できるものですので、市町においては助成制度を創設する必要があります。

★ 過去の事例等

R1～ 2市町

社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町、民間（民間が事業実施する場合は、市町補助要綱などが必要）

★ 事業の目的および概要

老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き建築物の除却および空き家住宅または空き家建築物の活用を行う。

★ 対象とする要件等

○除却事業タイプ（不良住宅・空き家住宅・空き建築物の除却）

- ・不良住宅・空き家住宅の除却に要する費用
- ・不良住宅・空き家住宅の所有者の特定に要する経費

※空き家住宅については除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるものに限る。

○活用事業タイプ（空き家住宅・空き建築物の活用）

- ・空き家・空き建築物を宿泊体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用
- ・空き家住宅等の取得費（用地費を除く）
- ・移転や増改築等に要する費用
- ・空き家・空き建築物の所有者の特定に要する経費

※空き家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用

★ 財政支援措置

国費充当率：対象事業費の50%充当（除却工事費については40%）

* 予算の範囲内で充当

地方債措置：公営住宅建設事業債の充当可（起債100%充当）

交付税措置：なし

★ 留意事項等

- ・事業の執行にあたっては、地域住宅計画等への位置付けが必要（現在、県及び17市町で共同作成）
- ・除却事業にあたっては、H30年度以降は空き家対策計画に基づいて行われる場合に限る。
- ・活用事業にあたって、立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合は、その区域内に限る。

★ 過去の事例等

H29	2市町
H30	7市町
R1	2町

空き家対策総合支援事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町、民間（民間が事業実施する場合は、市町補助要綱などが必要）

★ 事業の目的および概要

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町の取組を一層促進するため、民間事業者や専門家等と連携して取り組む空き家対策を支援する。

★ 対象とする要件等

- ・空家等対策計画に基づいて行われること
- ・民間事業者等と連携する協議会等があること
- ・上記の協議会等と連携して事業実施計画を策定すること

対象事業

① 空き家対策基本事業

（空家住宅等を宿泊体験施設、交流施設等に改修する費用、空家住宅等、不良住宅、特定空家等の除却等に要する費用、空き家の所有者の特定に要する費用、空家等対策計画の策定に必要な空き家の実態把握に要する費用）

② 空き家対策関連事業

（住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る）、街なみ環境整備事業など）

③ 空き家対策促進事業

（①と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等）

★ 財政支援措置

- ① 空家住宅等、不良住宅、特定空家等の除却費
 - ・除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用：国 1 / 2
 - ・空家住宅等の活用費：国 1 / 2
 - ・空き家住宅等の活用を行うものに対し改修等に要する経費について補助する費用：国 1 / 3
 - ・空き家の所有者の特定に要する費用：国 1 / 2
 - ・空家等対策計画の策定に必要な空き家の実態把握に要する費用：国 1 / 2
- ② それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる
- ③ 地方公共団体が事業主体となる場合：国 1 / 2
それ以外：国 1 / 3、地方 1 / 3

ただし、交付対象事業の全体事業費の 20 / 100 を上限とする。

★ 過去の事例等

H 2 9 ~ 3 0 1 町（越前町）
R 1 1 2 市町
R 2 ~ 1 6 市町

スマートウェルネス住宅等推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

下記の対象事業を行おうとする者

★ 事業の目的および概要

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- ① サービス付き高齢者向け住宅整備事業：サービス付き高齢者向け住宅等の整備
- ② 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、省エネ改修工事等
- ③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業：介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組
- ④ みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業：居住サポート住宅等を供給する大家等の不安の軽減に資する先導的な取組に対する支援
- ⑤ 地域生活拠点型再開発事業：子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等の整備
- ⑥ 子育て支援型共同住宅推進事業：子どもの安心・安全等に資する共同住宅整備

★ 財政支援措置

- ① 補助率：新築1/10（ZEH相当水準整備の補助率は3/26、補助限度額は1.2倍）
改修1/3 既設改修1/3
補助限度額：一般のサ高住 120万円/戸
（床面積25㎡未満の住戸70万円/戸）
夫婦向けのサ高住 135万円/戸
地域のサービス拠点を併設するサ高住 1,000万円/施設
既存ストックを改修するサ高住 195万円/戸
既設サ高住の非接触サービス提供工事 10万円/戸
- ② 補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸 子育て支援併設1,000万円/施設（バリアフリー改修（外構部分含む）を実施し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事含む場合は、100万円/戸）
- ③ 補助率：建設・取得1/10 改修2/3 技術の検証2/3
- ④ 最大300万円（定額）
- ⑤ 補助率：1/3
- ⑥ 補助率：新築1/10 改修1/3（子どもの安全確保に資する設備（上限100万円/戸、居住者等による交流の機会を促す施設（上限500万円））

★ 留意事項等

住宅・建築物の新築における省エネ基準適合を原則要件化

人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業は、新たな技術やシステム導入に資するものであること、または多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであることが要件

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化ならびに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する

★ 対象とする要件等

○建築物耐震対策緊急促進事業

多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断や耐震改修、建替え等に対して支援を行う。

○災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者等を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビル、学校、ホールや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるためのスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備に関して支援を行う。

○一時避難場所整備緊急促進事業

水害時に大量に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備に対して支援を行う。

★ 財政支援措置

補助率

○建築物耐震対策緊急促進事業

- ・民間実施の場合：国 1/5 地方公共団体：1/5
- ・地方公共団体実施の場合：国 1/2

○災害時拠点強靱化緊急促進事業

- ・民間実施の場合：国 2/3 地方公共団体：1/3
- ・地方公共団体実施の場合：国 1/2

○一時避難場所整備緊急促進事業

- ・民間実施の場合：国 2/3 地方公共団体：1/3

- ・地方公共団体実施の場合：国 1/2

★ 留意事項等

民間実施の場合は市町から事業者への補助が前提となる。

土砂災害危険住宅対策支援事業

旧事業名：がけ地近接等危険住宅移転事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

土砂災害特別警戒区域など、がけ地に近接した危険住宅の移転や改修を行う者に対して国の社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して補助を行う市町を支援し、県民の生命等の安全確保を図る。

★ 対象とする要件等

- 危険住宅の除却等に対する補助
移転を行うものに対して、危険住宅の除却等に要する費用の一部を補助
- 危険住宅に代わる住宅の建設、購入または改修に対する補助
移転を行う者に対して、危険住宅に代わる新たな住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む）および改修に要する資金を金融機関等から借り入れた際の利子相当額の一部を補助
- 土砂災害危険住宅の改修工事に対する補助
土砂災害に対して安全な構造とするために鉄筋コンクリート造の壁などを設置する者に対して、改修工事に要する費用の一部を補助

★ 財政支援措置

補助率

市町が補助した額の1/4

（全体負担割合：国1/2 県1/4 市町1/4）

★ 留意事項等

市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

H29 6市町

H30 6市町

R1～ 7市町

木造住宅耐震化促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

木造住宅の耐震診断および耐震性の劣る住宅の改修費用を補助する市町を支援し、地震による建物の倒壊から県民の生命の安全確保を図る。

★ 対象とする要件等

- 木造住宅の耐震診断等事業
木造住宅の耐震診断・補強プラン作成を促進する事業
- 耐震改修補助事業
耐震性の劣る木造住宅の全体改修・部分改修に補助を行う事業

★ 財政支援措置

補助率

- 木造住宅の耐震診断等事業
市町が要した経費の1/4以内
(全体負担割合：国1/2 県1/4 市町1/4)
- 耐震改修補助事業
一般住宅：市町が補助した額の2/5以内
(全体負担割合：国2/5 県2/5 市町1/5)
伝統的な古民家：市町が補助した額の42%以内
(全体負担割合：国36% 県42% 市町22%)

★ 留意事項等

市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

H29 13市町
H30 14市町
R1 15市町
R2～ 17市町

住み続ける福井支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

空き家の増加抑制・街なかへの居住の誘導を図るため、子育て世帯等による空き家の取得やリフォーム・旧耐震住宅の建替え等を支援する。

★ 対象とする要件等

- 空き家購入・リフォーム補助
 - ・子育て世帯、移住者、新婚世帯または進出企業の従業員等による空き家の取得費用・リフォームであること
 - ・空き家情報バンクに登録された空き家の購入またはリフォームであること
 - ・リフォーム済み物件（安心R住宅）や子が3人以上いる世帯については加算
- 所有者による空き家リフォーム補助
 - ・空き家情報バンクに登録するまたは登録された空き家のリフォームであること
 - ・賃貸用の空き家であること
- 多世帯同居リフォーム補助
 - ・リフォーム工事後に直系親族の世帯数が1以上増加すること
 - ・間取り変更、バリアフリー改修、トイレやキッチン等のリフォーム工事などが対象
- 街なか建替え補助
 - ・子育て世帯、移住者、新婚世帯または進出企業の従業員等による旧耐震基準で建てられた住宅の建替えであること
 - ・敷地の位置が、市町が定める居住誘導区域等内にあること

★ 財政支援措置

補助率

市町が補助した額の27.5%以内

(全体負担割合：国45% 県27.5% 市町27.5%)

空き家対策支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

空き家の増加抑制のため、空き家の流通促進や除却、住宅診断にかかる費用への補助を行う市町を支援する。

★ 対象とする要件等

- 空き家流通・活用促進事業（空家等対策計画を作成している市町に限る）
 - ・空き家の流通促進に資する事業であって、ふくい空き家情報バンクの登録、成約の促進につながるもの（所有者向け無料相談会の開催、空き家活用の提案を行う専門家の派遣、空き家所有者等と活用希望者を結びつけるマッチングイベントなど）
 - ・空家等管理活用支援法人と連携して空き家対策に取り組むもの
- 老朽空き家等除却事業（空き家流通促進事業を行う市町に限る）
 - ・老朽空き家または準老朽空き家の除却
- 空き家診断事業（空家等対策計画を作成している市町に限る）
 - ・空き家情報バンクに登録するまたは登録された空き家に係る空き家診断
 - ※空き家診断は、既存住宅状況調査技術者講習登録規定第2条第4項に規定する既存住宅状況調査
- 空き家適正管理促進事業（空家等対策計画を作成している市町に限る）
 - ・登録事業者が提供する空き家管理代行サービス

★ 財政支援措置

補助率

市町が要した経費または市町が補助する額の27.5%以内

★ 留意事項等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定する空家等対策計画を作成する必要がある。
- ・老朽空き家等除却事業は、空き家流通・活用促進事業を実施することが条件となる。

★ 過去の事例等

H29 5市町
H30 9市町
R1 12市町
R2～ 16市町

ブロック塀等の安全対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

通学路等の安全確保のために、通学路等にある危険なブロック塀等の撤去、県産材を利用した塀の再設置に係る費用に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- 避難路沿道にあるブロック塀等について「撤去」「撤去+県産材を利用した塀の再設置」を行う所有者に補助をする市町が対象
- 市町が補助対象とするブロック塀は以下の要件を満たすこと
 - (1) 避難路沿道にある高さ80cm以上のブロック塀であること
 - (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること

★ 財政支援措置

- 補助率
市町が要した経費の1/4以内
(全体負担割合：国1/2 県1/4 市町1/4)
- 補助の上限
以下のいずれか低い方
 - (1) 80,000円/mに補助対象となる危険ブロック塀等の総延長(m)を乗じた額の1/6
 - (2) 50,000円(建替え後の塀に県産材を使用する場合は150,000円)

★ 留意事項等

- 市町において補助制度を創設する必要がある。
- 市町において補助対象とする避難路の定義を、地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付ける必要がある。